

「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」の見直しについて（素案）

基本方針の記載内容	見直し（案）	考え方	方針に対応する支援施策
<p>1 基本的な事項</p> <p>(1) 基本方針の性格</p> <p>ボランティアセクターを社会の中に明確に確立する必要がある。ボランティアセクターとは、公的な領域と私的な領域との中間に位置する公共的領域で見られるところの県民一人ひとりの自発的で自律的なボランティア活動の総体を指す。このボランティアセクターの一層の確立のためには、県民の自発的な活動の尊重と、行政の果たすべき役割及び行政が担うことを控えるべき分野を明らかにしておく必要がある。</p> <p>このことを踏まえ、県民ボランティア活動を促進するための施策の拠り所となる基本的な考え方を示す。</p>	<p>(1) 基本方針の性格</p> <p><u>「ボランティア元年」と言われた阪神・淡路大震災の年から20年の間に、県民ボランティア活動は、活動団体の増加、活動分野・活動範囲の広がりなど連携・協働の輪が量的・面的に拡大し、社会において必要な活動として認識されている。</u></p> <p><u>少子高齢化や人口減少が進展する中で、地域の課題解決や活性化のためには、公的領域と私的領域の中間に位置する公共的領域を県民の自発的・自律的な活動により担うボランティアセクターは、ますます重要になる。</u></p> <p><u>こうした状況を踏まえ、今後の県民ボランティア活動を推進するための基本的な考え方を示す。</u></p>	<p>[検証 P125]</p> <p>この20年でボランティア活動が定着し、量的拡大や連携による面的広がりなど活動が充実したことはボランティアセクターが着実に形成されてきたことを示すものである。</p> <p>⇒県民ボランティア活動の社会的必要性が認識されたことを踏まえた記載に変更</p> <p>(県生審)</p> <p>少子高齢化に向けてどうあるべきか記載すべき</p> <p>⇒地域の課題解決や活性化のためには、公共的領域を担うボランティアセクターが重要である旨を記載</p>	<hr/>
<p>(2) 支援活動の範囲</p> <p>① 県民ボランティア活動の広がりへの対応</p> <p>現在、県内各地域では、福祉分野だけでなく、青少年活動、国際交流・協力、芸術文化、まちづくり、環境保全、災害支援など、様々な分野でボランティア活動が広がっており、その分野の広がりに合わせて対応を行っていく必要がある。</p> <p>また、必要があれば震災後、活発に活動しているNPO等と、それまで地域に根づき活動してきた自治会、婦人会等の既成の地縁団体、ボランティア団体や企業等との連携を図ることや、それらの団体等を支えることについて配慮する。</p>	<p>(2) 支援活動の範囲</p> <p>① 県民ボランティア活動の広がりへの対応</p> <p><u>公共的領域を担うボランティアセクターとして、多様化・高度化する県民ニーズに対応するため、今後とも県民ボランティア活動は、その活動主体や分野、範囲が広がっていくことが想定される。こうした多様な広がりに合わせて支援していく。</u></p>	<p>[検証 P125]</p> <p>県民ボランティア活動実態調査によると、団体数、活動分野、活動範囲等の広がりが見られる。</p> <p>分野: 特定非営利活動促進法20分野</p> <p>手法: 地域密着型活動(地域団体、まちづくり協議会、地縁型NPO)、プロボノ(専門家ボランティア)、収益を伴う事業の展開等</p> <p>⇒今後も想定される活動主体、分野、範囲の広がりに対応していく旨を記載</p>	<hr/>
<p>② 行政、ボランティアセクターが担うべき領域の整理</p> <p>市民自律社会の実現に向けて、行政は、社会基盤の整備や基礎的なサービスの供給などの基本的な役割を担っていき、そのことにより、ボランティアセクターの担うべき領域が広がっていくことが望まれる。</p> <p>このため、行政及びボランティアセクターが担うべき領域を明確に整理し、それぞれの機能が十分に発揮できる仕組みを構築する。これまで行政が過剰に関わってきた領域を、ボランティアセクターに委ねる環境づくりが必要である。</p>	<p>② ボランティアセクター、行政が担うべき領域の整理</p> <p><u>自律的市民社会の実現に向けて、行政は、県民生活に欠かさない社会基盤の整備や基礎的なサービスの供給など基本的な役割を担い、ボランティアセクターが担う公共的領域を拡大させていくことが望まれている。</u></p> <p><u>また、安心して生活できる地域社会を実現するためには、自助、公助とともに、ボランティアや近隣の助け合い等による共助・互助を適切に組み合わせることが必要である。</u></p> <p><u>このため、ボランティアセクターの機能が十分に発揮できる仕組みを充実するとともに、これまで行政が関わってきた領域について常に見直しを行い、適切な役割分担のもとで、ボランティアセクターに委ねていく。</u></p>	<p>(県生審)</p> <p>ボランティアセクターが着実に形成されている実態にあわせて標題の最初にもってきた方がよい。</p> <p>⇒標題変更</p> <p>市民自律社会を自律的市民社会に変更 (H13:21世紀兵庫長期ビジョン)</p> <p>[検証 P125]</p> <p>安心して生活できる地域社会を実現するには自助、公助だけでは限界があり、共助・互助を組み合わせることが必要である。</p> <p>⇒「自助」「公助」と「共助・互助」の適切な組み合わせの実現を図っていくことを記載</p>	<hr/>

基本方針の記載内容	見直し（案）	考え方	方針に対応する支援施策
<p>1 基本的な事項</p> <p>(3) 基本的な考え方</p> <p>① 自発性・個性などの尊重 県民ボランティア活動を行う県民や団体（以下、「活動団体等」という。）を支援するにあたり、それらの自発性や自律性を尊重し、ボランティアセクターの確立に努める。また、活動団体等では、有償・無償を問わず、様々な活動を行っており、その個性性を尊重した関わり方を行う。特に、社会情勢などの変化に伴う新しい課題に対し、活動団体等が柔軟かつ機動的に対応し、先駆的、開拓的な活動を行うことも認識しておく必要がある。</p> <p>② 行政、企業、ボランティアセクターにおける各主体の協力関係のあり方 行政、企業、ボランティアセクターのそれぞれが成熟社会の担い手として確立し、相互に自律した関係として協力していくことが大切である。そのことにより、県民に対する社会的なサービスが相互に補完しあったり、相乗的に拡大することが期待される。 県民ボランティア活動の趣旨にのっとり、県民により身近な市町の役割の大切さを尊重しながら、一層の連携を進めるとともに、県独自の支援も行う。</p>	<p>(3) 基本的な考え方</p> <p>① 自発性・個性などの尊重 県民ボランティア活動を行う県民や団体(以下、「活動団体等」という。)を支援するにあたっては、<u>それらの自発性や自律性、個性性を尊重する。</u>また、活動団体等が、社会情勢などの変化に伴う新しい課題について、<u>先駆的、開拓的な活動を行っていることを認識しておく必要がある。</u></p> <p>② ボランティアセクター、企業、行政における各主体の協力関係のあり方 県民に対する社会的なサービスを相互に補完し、相乗的に<u>拡大していくためには、ボランティアセクター、企業、行政のそれぞれが成熟社会の担い手として自律し、相互に協力及び連携していくことが重要である。</u> また、県民により身近な市町との一層の連携を進めるとともに、<u>広域性、専門性など県の特性を活かした支援を行う。</u></p> <p>③ ひょうごボランティアプラザを中心とした支援の展開 県民ボランティア活動の全県支援拠点として整備したひょうごボランティアプラザを中心に、「交流・ネットワーク」「情報の提供・相談」「人材養成」「活動資金支援」「調査研究」「災害ボランティアの支援」に関する施策を効果的に実施する。</p>	<p>_____</p> <p>(県生審) ボランティアセクターが着実に形成されている実態にあわせて標題の最初にもってきた方がよい。 ⇒<u>標題変更</u></p> <p>(県生審) 「県独自の」という表現はよくない。 ⇒<u>広域性や専門性など県の特性を活かした支援を行うに変更</u></p> <p>ひょうごボランティアプラザ(H14 開設)における県民ボランティア活動促進のため施策の実態を踏まえて新たな項目を追加</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p>2 県民ボランティア活動の機会の提供及び基盤の整備に関する事項</p> <p>(1) 機会の提供に関する事項 県民ボランティア活動が広く県民に理解され、親しまれ、楽しく参加でき、活動の輪が広がっていくような機会の提供を行う。</p> <p>① 気運の醸成 県民ボランティア活動は本来自発的に行われるものであり、自然に広がっていくものである。しかし、活動に興味はあるが、参加するきっかけがない者や、活動についてよく知らない者も多い。 このため、幅広い世代の県民に対し、県民ボランティア活動への理解を深め、参加を促すような普及啓発の実施、入門講座などを充実させるとともに、表彰などの顕彰事業を通じて活動の参加に向けた動機づけを図る。また、施策に携わる自治体職員や学習機会の少ない企業の経営者・従業員に対しても、県民ボランティア活動への理解を深めるための場を提供する。</p>	<p>(1) 機会の提供に関する事項 県民ボランティア活動が広く県民に理解され、親しまれ、楽しく参加でき、活動の輪が<u>広がる</u>機会の提供を行う。</p> <p>① 気運の醸成 本来、県民ボランティア活動は自発的に行われるものであり、自然に広がっていくものである。しかしながら、<u>活動に関心があるものの、活動に参加したことのない者が依然として多い一方で、活動団体からは、新たな担い手を求める声が強くなっている。</u> このため、<u>幅広い世代の県民一人一人がそれぞれに興味・関心を持ち、無理なく継続できるボランティア活動を見つけるきっかけとなる情報を提供するとともに、継続的な参加につなげる取組を支援していく。</u> また、<u>企業等が、地域社会の中で多様な主体と連携し、得意なことを活かして、県民ボランティア活動に積極的に取り組むことを推進する。</u></p>	<p>_____</p> <p>[検証 P128・129] 新たな担い手の確保が課題となっており、ボランティア活動への関心を高め、継続した活動に結び付けることが必要 ⇒<u>活動への参加のきっかけづくりと継続の支援、及び企業の社会貢献として県民ボランティア活動を推進することを記載</u></p>	<p>_____</p> <p>◆地域づくり活動情報システム「コラボネット」の刷新(拡充) ボランティア活動に参加するきっかけとなるよう情報をわかりやすく提供（地域別・分野別・団体別・月日別情報等）</p> <p>◆のじぎくボランティアネットの運営 メールマガジン（月2回）により、ボランティア募集情報やイベント情報をタイムリーに提供</p> <p>◆ボランティアスタッフの公的施設運営への参画促進 公募によるボランティアを登録し、施設事業の企画立案や実施段階のスタッフとして参画機会を提供</p> <p>◆いなみ野学園、阪神シニアカレッジ等の運営 元気高齢者が、ボランティア活動に参加するカリキュラム</p> <p>◆企業の社会貢献活動促進事業 地域密着型の社会貢献をしている企業の活動をHP等で紹介し、企業の社会貢献活動への気運を醸成</p> <p>◆企業と地域団体による地域づくり協働事業(新規) 企業と地域団体が協定を結び、協働で地域づくり活動に取り組む機会を創出</p>

	見直し（案）	考え方	方針に対応する支援施策
<p>2 県民ボランティア活動の機会の提供及び基盤の整備に関する事項</p> <p>② 有益な情報の提供 県民ボランティア活動に対する理解を深め、参加を促し、活動を促進させるためには、活動に関する多様な分野の情報を整理し、情報を求める県民や活動団体に必要な情報を提供することが必要である。特に、活動団体においては、運営に役立つ情報の提供を求めている。 このため、県民や活動団体の利便性に配慮しつつ、有益な情報として「行政や財団等における助成金や補助金制度などの資金調達の情報」、「他の活動団体の情報」、「活動に必要とされる知識や技術を習得するための研修や講習会の人材育成の情報」などを提供する。</p>	<p>② 有益な情報の提供 県民ボランティア活動に関する多様な分野の情報を、<u>活動団体等に積極的に提供することが必要である。</u> <u>このため、活動団体等の利便性に配慮しつつ、「行政や財団等における助成金や補助金制度、貸付制度や寄附などの資金調達の情報」、「安定した自主事業の創出に繋がる情報」、「他の活動団体等の情報」、「活動に必要とされる知識や技術を習得するための研修や講座の人材育成の情報」などを提供する。</u></p>	<p>自主財源の確保による安定的な運営を促進する観点から、資金調達情報としての「貸付制度、寄附」や、「自主事業創出に繋がる情報」を追記</p>	<p>◆地域づくり活動情報システム「コラボネット」の刷新(拡充) ボランティア活動に関する有益な情報をわかりやすく提供（資金調達情報、団体情報、講座研修情報等）</p> <p>◆のじぎくボランティアネットの運営 メールマガジン（月2回）により、ボランティア募集情報やイベント情報をタイムリーに提供</p>
	<p>③ 情報発信力の強化支援 <u>活動団体の信頼を高め、活動の輪を広げるためには、その取組の方向や事業実施状況などの情報発信や情報公開が不可欠である。</u> <u>このため、ICT等の各種媒体を活用した情報発信力の強化を支援する。</u></p>	<p>〔検証P136〕 情報発信や情報公開は活動団体が様々な人や組織から賛同や支援を得るために不可欠であり、情報発信力の強化支援が必要。 ⇒活動団体による情報発信への支援として新たな項目を追加</p>	<p>◆中間支援 NPO 等による講座等の開催を支援 中間支援活動助成により、中間支援 NPO による情報発信力強化のための講座開催を支援</p>
<p>③ 多様なニーズに応じた講習会などの実施 県民ボランティア活動に必要な知識や技術は、参加者の年齢、経験、技術、能力などの状況によることから、各々の活動者の状況に応じた多種多様な学習機会を提供していくことが必要である。 このため、県や市町、社会福祉協議会、NPO等、学習機会を提供する機関相互の役割分担のもと、県民ボランティア活動を行おうとする県民、或いは既に行っているNPO等の活動団体の構成員等に対して、活動者の目的や活動内容などに応じた多様な講習会などの学習機会を体系的に提供するとともに学習機関相互の連携に努める。</p>	<p>④ 多様なニーズに応じた学習機会の確保 県民ボランティア活動に必要な知識や技術は、参加者の年齢、経験、技術、能力などの状況により異なることから、各々の活動者の状況に応じた多種多様な学習機会を確保していくことが必要である。 このため、県や市町、社会福祉協議会、NPO等、学習機会を提供する機関相互の役割分担や連携のもと、県民ボランティア活動を行おうとする県民、あるいは活動団体の構成員等に対して、活動者の目的や活動内容などに応じた多様な学習機会を体系的に提供する。</p>	<p>条例第9条「学習機会の確保」を踏まえて変更</p>	<p>◆生涯学習支援の展開 いなみ野学園、地域高齢者大学の運営 生活創造センター、文化会館等での講座開催</p> <p>◆中間支援NPO等による学習機会の提供を支援 中間支援活動助成により、中間支援 NPO による人材育成のための学習機会の提供を支援</p> <p>◆各種推進員の設置及び研修 （地域安全まちづくり推進員、500人委員会、ビジョン委員会、いずみ会リーダー養成等）</p>
<p>④ 交流の促進 県民ボランティア活動を行おうとする県民に対し、参加の機会を提供するとともに、活動を行う者や団体相互の交流を促進していくことが必要である。また、行政、企業、活動団体相互の交流を図っていくことが必要である。 そのためにも、活動団体がそれぞれの分野において実施する交流イベントなどに対して、県として、必要に応じて後援などの支援を行っていくとともに、ネットワーク化の促進や情報発信できる機会を提供する。</p>	<p>⑤ 交流・協働の促進 県民ボランティア活動への参加を希望する県民に対し、参加の機会を提供する。また、活動団体等相互の交流・協働とともに、<u>ボランティアセクター、企業、行政の相互の交流・協働</u>を図っていくことが必要である。 <u>このため、活動団体等の交流イベントの開催などに対して支援する。また、地域や分野、課題ごとに、多様な主体が連携・協働して課題解決を図るため、ネットワークの仕組みやプラットフォームの構築、それを支援する中間支援組織の充実強化を図る。</u></p>	<p>条例 11 条「協働による地域課題の解決」を踏まえて「交流の促進」に「協働」を追記</p> <p>〔検証 P135〕 多様な主体が集まり、取組策や解決等を協議する仕組み（連携・協働のネットワークやプラットフォームの構築）が必要 ⇒多様な主体が連携・協働して課題解決を図る仕組みの構築について追記</p> <p>〔検証 P135〕 地域の多様な主体との連携・協働を推進するには、中間支援組織の育成・強化が必要 ⇒協働の促進等により活動を支える中間支援組織の充実強化について追記</p>	<p>◆地域づくり活動情報システム「コラボネット」の刷新(拡充) 各活動主体からのニーズ・シーズ発信支援（地域別・分野別・団体別・月日別情報等）</p> <p>◆NPO と行政の協働会議等を通じた緩やかなネットワークの構築 「NPO と行政の協働会議」 地域における様々な課題について、NPO と行政が協議する場 「地域づくりネットワーク会議」 NPO、企業、社協、行政など多様な主体が情報交換、意見交換をする場</p> <p>◆中間支援活動助成によるマッチング等の強化 中間支援 NPO による地域の NPO・団体の活動を支援する取組や課題解決に向けた事業に助成</p> <p>◆ふるさと交流会等による地域コミュニティの協働推進 事例発表、ブース展示等による、まちづくり協議会等地域コミュニティ相互の交流・ノウハウ共有や、NPO 等多様な主体との連携促進</p>

基本方針の記載内容	見直し（案）	考え方	方針に対応する支援施策
<p>2 県民ボランティア活動の機会の提供及び基盤の整備に関する事項</p> <p>⑤ 学校等での体験機会の提供 県民ボランティア活動は、社会の一員として、人を思いやる心、ともに生きる心、地域を愛する心を培い、人のために活動することや創造することの喜びを実感するなど、その豊かな人間性を育む学習的意義は重要である。 このため、学校等を通じ、青少年期から県民ボランティア活動を理解し実践する機会を提供する。</p>	<p>⑥ 学校等での体験機会の提供 県民ボランティア活動は、社会の一員として、人を思いやる心、ともに生きる心、地域を愛する心を培い、人のために活動することや創造することの喜びを実感するなど、その豊かな人間性を育む学習的意義を有する。 このため、<u>活動団体等と連携した社会体験教育など</u>、学校等を通じ、青少年期から県民ボランティア活動を理解し実践する機会を提供する。</p>	<p>〔検証 P130〕 ボランティア精神を育むには子どもの頃からの習慣づけが重要であり、NPO法人等と連携したボランティア学習等の社会体験教育が必要 ⇒学校等を通じた県民ボランティア活動の実践機会の例示として、活動団体等と連携した社会体験教育を追記</p>	<p>◆「トライやる・ウィーク」「トライやる・アクション」「トライやる・ワーク」の実施 青少年期からボランティア活動に参加する機会を設ける。その際活動団体等と連携した実施を推進</p> <p>◆「ふるさとづくり青年隊」の実施 地域の活性化や課題解決に取り組む団体等と連携して、若者のふるさとへの関心や地域貢献への関心を高め、地域づくりの核となる人材を育成</p> <p>◆「ひょうごっ子・ふるさと塾」の実施 青少年が身近な地域での社会体験や豊かな自然や文化に触れる多様な体験をすることで、ふるさとを大切にすることを養い、ふるさとを思う心を育む</p>
<p>(2) 基盤の整備に関する事項 県民ボランティア活動が成熟社会に根つき、広がるよう、その基盤となる活動環境の整備を行う。</p>	<p>(2) 基盤の整備に関する事項 県民ボランティア活動が今後とも成熟社会に根つき、広がるよう、その基盤となる活動環境の整備を行う。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>
<p>① 調査、研究等の推進 県民ボランティア活動の状況など基礎的な情報を把握するとともに、活動団体と行政や企業等との関係のあり方、セクターの形成に向けた支援などについて、調査、研究を促進していくことが必要である。 このための調査、研究を行う。また、様々な機関、団体等と共同で研究を行うなど、より効果的な方法を検討していく。</p>	<p>① 調査、研究等の推進 県民ボランティア活動の状況など基礎的な情報を把握するとともに、<u>ボランティアセクター、企業、行政の関係のあり方、ボランティアセクターの充実に向けた支援などについて、中間支援組織等と連携しながら、調査、研究等を行う。</u></p>	<p>〔検証 P125〕 ボランティアセクターが着実に形成されてきた ⇒(ボランティア)セクターの形成をボランティアセクターの充実に変更</p>	<p>◆県民ボランティア活動実態調査 県民ボランティア活動を行っている団体・グループの実態・課題等を把握し、今後の活動支援方策を検討する基礎資料とするため実施（5年ごと）</p> <p>◆テーマ設定による調査(必要に応じ実施) (H26年度は、震災20年検証、中間支援組織検証を実施、今後も必要に応じ、さまざまな機関、団体等との連携のもと調査研究を実施)</p>
<p>② 支援拠点の整備 活動団体の立ち上げ期の支援及び自発的かつ自律的な活動を促進し、県民ボランティア活動が地域に密着するような環境づくりが必要である。 このため、全県的な活動支援拠点として、県民ボランティア活動支援センター（仮称）の整備を推進するとともに、市町等に対して、総合窓口の設置や公民館などの施設を各地域の活動拠点として活用するなどの環境整備を要請する。 また、各地域・各分野別における施設などを活用した支援拠点のネットワーク化や事業の連携を推進する。</p>	<p>② 支援拠点の整備・ネットワーク化 <u>活動の立ち上げ期の支援及び自発的かつ自律的な活動を促進し、県民ボランティア活動が地域に密着するような環境づくりが必要である。</u> このため、市町等に対して、<u>各地域の活動拠点として公民館などを活用できる環境整備とともに、活動を支援するボランティア・市民活動支援センターの開設などを要請する。</u> <u>また、ひょうごボランティアプラザと各地域の支援拠点との連携を推進するとともに、各地域・各分野別における施設などを活用した支援拠点のネットワーク化や事業の連携を推進する。</u></p>	<p>〔検証 P25～26〕 ・ひょうごボランティアプラザ（H14 開設） ・ボランティア・市民活動センターの開設 14 市 17 施設 ・市区町社協ボランティアセンターの設置 50 市区町 ・県内公民館数 343 館(H20) ⇒更なる環境整備の要請と、全県支援拠点として整備されたひょうごボランティアプラザとの連携を追記</p>	<p>◆市町・市区町社協連携会議の開催 市町・市区町社協などのボランティア活動担当者が一堂に会し、ボランティア活動の支援や、ボランティアセクターとの連携・協働のあり方を協議</p> <p>◆中間支援団体ネットワーク意見交換会の開催 ボランティアプラザ機能(相談、情報提供、人材養成、ネットワーク等)を県民局単位で強化するため、中間支援組織のパワーアップを支援するための意見交換会等を実施</p> <p>◆地域づくり活動情報システム「コロパネット」の刷新(拡充) 各支援拠点による活動情報・グループ情報等発信、事業連携等を促進</p>

基本方針の記載内容	見直し（案）	考え方	方針に対応する支援施策
<p>2 県民ボランティア活動の機会の提供及び基盤の整備に関する事項</p> <p>③ リーダーやコーディネーターの養成 活動団体の活動を活性化していくためには、リーダーやコーディネーターの資質に負うところが大きい。 このため、交流会や研修などの場の提供を通じて、質の高いリーダーやコーディネーターを養成する。</p>	<p>③ リーダーやコーディネーターの養成 <u>活動の安定と充実に向けては、事業の企画実施や合意形成支援、組織運営などに関する専門性の高い人材の育成が必要となっている。</u> このため、今後とも、中間支援組織等と連携しながら、交流会や研修などの場の提供を通じて、質の高いリーダーやコーディネーターを養成する。</p>	<p>[検証 P130] ボランティア活動を支える専門性の高い人材の育成が必要 ⇒中間支援組織等による人材養成の実態を踏まえて追記</p>	<p>◆中間支援NPO等による学習機会の提供を支援 中間支援活動助成により、中間支援 NPO によるリーダーやコーディネーター育成のための学習機会の提供を支援 ◆各地域におけるリーダー養成方策の検討(新規) 組織運営、事業企画、合意形成、ワークショップ運営、コーディネーター等</p>
<p>④ 実務のための支援 今後、活動団体が社会の中で一定の地位を占め、活動する過程において、法律、会計や税務などの諸問題が生じることが想定される。 このため、特定非営利活動法人の設立の認証相談、補助金や助成金に関する申請事務の相談のほか、特定非営利活動法人等に関する法律、会計や税務などの実務に対する個別相談や講習会などの支援体制を確立する。</p>	<p>④ 実務のための支援 <u>活動団体において生じる法律、会計や税務などの諸問題に対しては、各分野の専門家や中間支援組織等と連携しながら、特定非営利活動法人の設立の認証相談、補助金や助成金に関する申請事務の相談のほか、特定非営利活動法人等に関する法律、会計や税務などの実務に対する個別相談や講座などの支援を行う。</u></p>	<p>現状を踏まえた記載に変更 [検証 P130] ボランティア活動を支える専門性の高い人材の育成が必要 ⇒専門家や中間支援組織等と連携した実務課題への対応を追記</p>	<p>◆中間支援 NPO 等による学習機会の提供を支援 中間支援活動助成により、中間組織 NPO による実務支援のための学習機会の提供を支援 ◆手引きプロジェクト・NPO 制度普及啓発 中間支援組織等と連携しNPO法人の設立・運営等に関する手引を編纂・改訂 NPO 法人制度の普及啓発に向けては、行政書士会等とも連携</p>
<p>⑤ 財政支援方法の検討 活動団体等の自発性や自律性をふまえた財政支援の方法を検討する必要がある。特に資金助成などの直接的な支援の場合、一時的に効果があったとしても、結果的には、その活動の自発性や自律性が損なわれることもある。 このため、財政支援の方法について検討する際には活動団体等と行政との間の相互の自律した協力関係をふまえた協働を積極的に進めるとともに、事業委託や資金助成についての適切なあり方、活動資金の確保を容易にするための方法などを考慮していく必要がある。</p>	<p>⑤ 財政的な支援 <u>活動団体等の自発性や自律性を損なうことがないように留意するとともに、時代のニーズを踏まえ、適切な事業委託やひょうごボランティア基金などを活用した資金助成を行う。</u> また、各活動団体において独自に寄附金をはじめ活動資金を確保するよう助言を行うとともに寄附文化の醸成を図っていく。</p>	<p>ひょうごボランティア基金(H14)の設置を踏まえた記載に変更 [検証 P131～133] 活動団体の持続的な活動のため、寄附金等による安定した財源の確保について助言を行うことや寄附文化の醸成が必要。 ⇒寄附金等による活動資金の確保についての助言と、寄附文化の醸成を図る旨追記</p>	<p>◆ひょうごボランティア基金による各種助成 ボランティアグループ・団体やNPO法人等に対し、時代のニーズに応じたメニューで資金を支援（県民ボランティア活動助成、中間支援活動助成、地域づくり活動NPO事業助成等） ◆日本政策金融公庫等と連携したセミナー等の開催(拡充) 資金調達に関する専門家によるセミナーや相談会等を開催 ◆認定 NPO 法人制度の普及啓発・共感寄付制度の支援 寄付文化醸成のため、認定 NPO 制度普及のための説明会、ファンドレージング等寄付の仕組みの立ち上げ・運営に関するアドバイス等を実施</p>
<p>⑥ 社会環境の整備 県民ボランティア活動に参加しやすく、気持ちよく活動ができるようにするため、家庭や社会での理解を深めたり、活動するうえで困難となっている社会環境を整備していくことが必要である。 このため、事業者等に対し、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることの理解を促し、ボランティア休暇制度の導入、ボランティア保険の加入などによって、県民ボランティア活動に取り組みやすい社会環境の整備に努めるよう協力を呼びかける。</p>	<p>⑥ 社会環境の整備 <u>従業員が県民ボランティア活動に参加しやすく、気軽に活動できるよう、企業等に対して、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることについて理解を促し、ボランティア休暇制度の導入やボランティア保険の加入など活動に取り組みやすい環境整備に努めることを呼びかける。</u></p>	<p>[検証 P129] 企業や経済団体は、社員の積極的なボランティア活動への参加を促進することが望まれる。 ⇒従業員の参加促進に向けた企業等の環境整備について記載</p>	<p>◆地域づくり活動情報システム「コラボネット」の刷新(拡充) ボランティア活動への社会的な理解を深めるため、活動情報を発信 ◆経済団体等との連携による活動環境整備 兵庫県経営者協会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会等を通じ、企業におけるボランティア休暇・ボランティア保険導入促進等、勤労者が活動に取り組みやすい仕組み整備を推進</p>

基本方針の記載内容		見直し（案）	考え方	方針に対応する支援施策
2 の 整 備 に 関 す る 事 項 — 活 動 の 機 会 の 提 供 及 び 基 盤		<p>⑦ 災害時のボランティア活動を支える体制の整備</p> <p>災害復旧・復興の各段階において、被災者に寄り添い、ニーズにきめ細かく対応する災害救援ボランティア活動は不可欠となっている。</p> <p>このため、平時から、被災者ニーズに応じた活動が推進できる体制づくりや、災害救援ボランティアに参加しやすい仕組みづくりを推進する。</p>	<p>[検証 P137～142]</p> <p>豪雨災害や大震災等に迅速・的確に対応するため、平素からの体制づくりが重要</p> <p>⇒災害時のボランティア活動を支える体制整備について新たな項目を追加</p>	<p>◆災害救援ボランティア活動の基盤強化</p> <p>「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」「市町社協災害救援マニュアル策定支援」「災害ボランティアコーディネーター研修」「ひょうご若者災害ボランティア隊の運営」「災害ボランティアバスの派遣」「市町社協災害ボランティア活動等の支援」等を実施</p> <p>◆災害ボランティア活動支援指針の見直し(拡充)</p> <p>県地域防災計画で規程されている指針について、東日本大震災、丹波豪雨災害等の経験を踏まえ、内容の充実を図る</p> <p>◆災害救援ボランティア活動の支援</p> <p>災害ボランティア活動を社会全体で支援する制度を実現するための働きかけや、企業・団体等との災害救援ボランティアに関する協定の締結等を推進</p>
	<p>⑦ 県民運動の一層の展開</p> <p>昭和 62 年以来、県民運動が県内各地域で繰り広げられてきており、この活動を通じて県民やボランティア団体の自発的で自律的な意識が育まれてきた。</p> <p>このため、ボランティアセクターの形成に向けて、さらに、主体的な県民参加を促すよう、県民運動を一層充実させて展開していく。</p>	<p>⑧ 県民運動の一層の展開</p> <p>昭和 62 年以来、県内各地域で繰り広げられてきた県民運動を通じて、県民やボランティア団体の自発的で自律的な意識が育まれてきたことを踏まえ、今後とも、ボランティアセクターの充実に向け、主体的な県民参加を促す県民運動を一層展開する。</p>	<p>[検証 P125]</p> <p>ボランティアセクターが着実に形成されてきた</p> <p>⇒ボランティアセクターの形成をボランティアセクターの充実に変更</p>	<p>◆こころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころ豊かな美しい兵庫づくり推進会議等による提唱 ・県民運動情報誌「ネットワーク」(ネット配信) ・こうのとりの賞、くすのき賞による表彰 <p>◆地域づくり活動応援事業の推進</p> <p>地域団体活動活性化に向け地域団体が行う特性を生かした取組や、複数の地域や団体が連携した広域的な活動等支援</p>
3 配 慮 す べ き 重 要 事 項 — 進 の た め の 施 策 を 実 施 す る に あ た り	<p>(1) 地域特性の配慮</p> <p>兵庫県は広大な面積を有し、地勢、気候、風土が多彩であることから、各々の地域の特徴を生かした県民ボランティア活動が行われており、地域特性や個性豊かな活動の尊重を配慮する必要がある。</p>	<p>(1) 地域特性の配慮</p> <p>兵庫県は広大な面積を有し、多彩な地勢、気候、風土をもつ。こうした地域特性を生かした県民ボランティア活動や個性豊かな活動を今後とも尊重していく。</p>	_____	_____
	<p>(2) 他府県、国、諸外国等の施策動向の配慮</p> <p>他府県、国、諸外国等のボランティア活動の促進のための施策を見極めながら、本県の施策について配慮していく必要がある</p>	<p>(2) 他府県、国、諸外国等の施策動向の配慮</p> <p>他府県、国、諸外国等のボランティア活動の促進のための施策を見極めながら、本県の施策について配慮していく。</p>	_____	_____
4 事 項 — 活 動 の 促 進 の た め の 施 策 の 推 進 に 関 す る 重 要	<p>(1) 推進体制の整備</p> <p>活動団体等は、各分野にまたがることから、その促進施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備する必要がある。</p>	<p>(1) 総合的な施策の推進</p> <p>県民ボランティア活動は、各分野にまたがることから、地域協働推進本部のもと、全庁横断的体制で、その促進施策を総合的かつ計画的に推進する。</p>	<p>全庁横断的な推進体制(地域協働推進本部)が設置されていることに基づく修正</p>	_____
	<p>(2) 時代の要請による対応（フォローアップ）</p> <p>時代の要請によってボランティアセクターの役割や形態は変化することから、その時代の活動団体等の実態をふまえながら、本基本方針に基づく施策について、透明性を高めつつ、適宜、評価を加え見直しを行っていくことが必要である。</p>	<p>(2) 時代の要請による対応（フォローアップ）</p> <p>時代の要請によってボランティアセクターの役割や形態は変化することから、その時代の県民ボランティア活動の実態を踏まえながら、本基本方針に基づく施策について、透明性を高めつつ、適宜、評価を加え見直しを行っていく。</p>	_____	_____